

幼保連携型認定こども園の認可等に係る審議機関の設置について

1 経緯

- 平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連三法」により、平成27年4月からの本格施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」では、関係施設の認可等に当たり、審議会等からの意見聴取が義務付けられた。

（認定こども園法※関係）※正式名称は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

- ①幼保連携型認定こども園の認可、事業停止命令等の際に「審議会その他の合議制の機関」からの意見聴取を義務付け（17条3項、21条2項、22条2項）
- ②幼保連携型認定こども園に関する「審議会その他の合議制の機関」の条例設置を義務付け（25条）

（児童福祉法関係）

- ①保育所の認可の際に「児童福祉審議会」からの意見聴取を義務づけ
（本県では、「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」が児童福祉審議会の機能を担っている）

2 対応方針案

- （1）徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会を、認定こども園法第25条に基づく「審議会その他の合議制の機関」に位置づける。

（理由）

- ① 本県では、同専門分科会を徳島県版「子ども・子育て会議」に位置づけ、新制度への対応等に関する検討を行っていること
- ② 本県では、保育所の認可に関する「児童福祉審議会」の機能を同専門分科会が担うこととしていること

- （2）徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下部組織として、新たな審査部会を設置し、幼保連携型認定こども園及び保育所の認可等に関する調査審議を行う。

- ・ 名称 「子ども・子育て審査部会」
- ・ 委員数 6名
- ・ 委員構成 学識経験者、保育事業者、幼稚園事業者を中心に構成

3 関係規定の整備

- （1）「徳島県社会福祉審議会設置条例」の改正（9月議会）

改正趣旨	改正内容
設置根拠の追加	審議会の設置根拠として、認定こども園法第25条を追加する。
児童福祉専門分科会の処理事項の追加	認定こども園法第25条に基づく事務を処理事項として追加する。

- （2）「徳島県社会福祉審議会運営要綱」の改正

改正趣旨	改正内容
審査部会の追加	認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に関する事項を調査審議する機関として「子ども・子育て審査部会」を追加する。

徳島県社会福祉審議会の組織図

